

共謀罪

コンメンタール (15) 未曾有の弾圧に抗議する！

葬り去るまでCOUNT・DOWN

共謀罪に反対する
市民連絡会・関西

15

(連絡先：
市民共同オフィスSORA
TEL06-7777-4935)

すでに共謀罪が 適用されている！

すべての市民・労働者・学生のみならず！
安倍政権は昨年9月に突然退陣を表明しましたが、「モリ」「カケ」「サクラ」問題に始まり、「黒川検事長の定
年延長問題」を含め、いまだ説明されていません。

代わって登場した菅政権もまた「学術会議への任命
拒否問題」にはじまり、「コロナ蔓延」に対し政治の無
策を露呈させています。

そうした背後に隠れて、悪法「共謀罪」の強行採決
後、未曾有の弾圧事件が起きています。

「共謀罪」とは、何かしらの犯罪の
共謀それ自体を構成要件とする犯罪
の総称であり、それが実行に移され
るのを待つまでもなく、処罰対象と
される。また、複数の人間が関与す
ることを必ずしも要求しない法律で
ある。日本では「組織的な犯罪の処
罰及び犯罪収益の規制等に関する法
律」に「テロ等準備罪」を新設して
2017年6月に強行採決された。し
かし、そもそもその行動を「犯罪」
として捜査するかは当局の裁量次第
であり、盗聴含め際限なく対象を広
げることができる。



声をあげよう！ 弾圧を許すな！

労働組合に掛けられた未曾有の刑事弾圧に対し 多くの皆さんの抗議と、反撃への連帯を訴える！

■関西生コン支部連帯労組の登場

建設資材として必須のコンクリートの供給事業には、大資本により山を掘って石灰を削り出す事から建築現場に届けられる生コンクリートに至るまでの工程にはいくつもの流通過程が介在し、その末端の労働者はミキサー車1台・運転手一人という形の中で孤立分断され、一方的に搾取されるがままの労働環境にありました。

そうした孤立した生コン関連労働者を一つにまとめ、労働組合を結成し、労働条件の下げに抗し、なおかつ中小零細資本家としての生コンの製造者までも共同組合として組織して「大阪広域協組」を結成させるに至り、関西一円の生コン産業に規制力を持つ関西生コン支部連帯労組が登場し、協同組合の組織率は100%にまで拡大しました。結果、劣悪な労働条件で苦しめられていた労働者の生活は安定し、生コン単価も上昇して値崩れを許しませんでした。それだけではありません。建築業界でありがちな経営者側の暴力にも屈することがなく、むしろはねのけ、その上に反戦・反差別・反貧困を掲げて、公然と政治的勢力としても登場してきました。このようにして、労働組合というものが、本来どのような存在としてあり、またどうあるべきかを体現する組合となりました。

■労働組合への執拗な権力介入

しかし、ためにそのありようをにがにがしく考える資本家中枢・その利権に群がる政治家は、ことあるごとに警察権力を使って介入をしてきましたが、ついに政権中枢はこの組合の解体を実行すべく、きわめて恣意的な「組織的犯罪者集団」＝「悪」＝「共謀罪法による抑制・処罰」というストーリーをでっち上げ、この2年間にわたり延べ100名近い組合員を逮捕し、とりわけ委員長は2年にもわたる長期拘留を余儀なくされました。その間組合員たちは職と労働をうばわれ、その取調べにおいては、そしてその家族に対しても執拗に組合からの脱退を強要し続け、また同時に暴力団まがいのヘイト集団を利用し、争議現場に介入し、その様子をネット上に掲載して「悪」のイメージを世間に拡散させることを画策しました。

今日、闘いは法廷の場に移されたが、裁判は滋賀県・京都府・大阪府・和歌山県にまだがり、これまでになく広範な政治弾圧の様相を呈しています。それは、その背景に万博開催やカジノ開業を目論み、その中で莫大な建築業界のバブルを期待し、その利益配分を巡り、影響力ある労働組合を排除することに政治と企業の利害が一致したからに他なりません。

私たちは、このような立法（共謀罪）＝行政（警察）＝司法の一体化した民衆抑圧の政治手法を看過することはできません。とりわけ共謀罪の成立を経て、労働組合を「組織的犯罪者集団」であるとなし、その活動を労働運動でないと断罪。暴力団を扱う警察組織を

導入しての弾圧経過そのものが、まさしく国家による「組織犯罪」ではないでしょうか。

■労働争議を「有罪」とした司法の墮落

大阪地裁での「有罪」判決の理由は、組合員の抗議行動の内容が「明らかに行き過ぎた行動であるから」という理由とされました。しかし何がどう「明らか」であるかの説明はなく、大資本の攻撃にびくともしない労働組合に対する政権の思惑に忖度し、ヘイト集団の撒き散らす害毒を真に受けた「有罪」ありきの判決に過ぎません。労働者が弱く、下手に出れば経営者側は尊大に振る舞い、労働者が団結して力を増せば、「恐喝された」と資本は警察に泣きついたというだけの話であり、しかしそもそも論として労働争議は「民事不介入」事件であり、刑事事件とはなりえない。にもかかわらずこの労働組合が「組織的犯罪者集団」であると決め付けることで「刑事事件」にし、長期拘留の上になした「有罪」判断に、なんの説得力もありません。労働組合の存在意義への理解を欠き、法の下での平等に反した不当判決です。

京都地裁での「有罪」判決の理由は、さらに不当な判断がされています。雇用主は労働者に対し「就労証明書」の発行は業務の一環であり、すでに毎年発行していた経緯がある中で、労働組合を結成した以降、その発行を渋りました。明らかな不当労働行為です。「なぜ発行できないのか」と労働組合に問詰められた経営者は回答に窮し、交渉の場から突然体調不良を訴えて退席しようとした。「有罪」の理由が、それ以後も「就労証明書」の発行を求めたことが「恐喝」に相当すると断じたのです。市役所からも「出すように」と指摘された「就労証明書」をなぜ経営者は発行を拒む必要があったのか、その正当性を問わずして、発行を求めた労働者側が「有罪」とされるのか。およそ理解不能な判決といわざるを得ません。

■すべての市民にとっての共通の課題として

このような判決が、今日の司法の、「良心に基いた」判決といえるのでしょうか。このような数十年にわたり築き上げられてきた連帯ユニオン「関西生コン支部」への攻撃を許さず、同時にコロナ禍で「都構想賛否投票」を強行した維新政治を解体し、安倍一党と続く強権政治と対決することは、

戦争に反対し、あらゆる差別を許さず、貧困をなくそうとするわたしたちの共通の課題ではないでしょうか。なによりもこのような行政（警察）＝資本（広域組合）＝ヘイト集団（ネット拡散）による組織的な手法を許してはならないし、次には私たち自身に向けられるかもしれない問題として、どこまで自身への危機として考えることができるのかが問われています。

ともに連帯して圧政に抗し、声を上げましょう！